

公告 第729号

## 組合規程の一部変更について

令和6年2月28日付SCSK健発第1125号をもって、以下の規程の一部を変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、別添のとおり公告する。

令和6年3月26日

SCSK健康保険組合  
理事長 小林 良成

- 変更する規程
  - ・付加給付支給規程

以上

# 付加給付支給規程

## 新旧条文対照表

新	旧
<p data-bbox="432 490 480 517">「略」</p> <p data-bbox="165 553 293 580">(請求形式)</p> <p data-bbox="165 616 778 1016"><b>第4条</b> 前条に定める付加金の請求は、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書、調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書データまたは明細書を組合が受領したとき、療養費、第二家族療養費にかかる分については、支給申請書を組合が受領したとき、当該被保険者より請求があったものとみなし、付加金を算定し支給する。</p> <p data-bbox="445 1050 496 1077">「略」</p> <p data-bbox="165 1113 217 1140">附則</p> <p data-bbox="165 1176 647 1202">この規程は、令和2年8月1日から施行する。</p> <p data-bbox="165 1238 655 1265"><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1074 490 1121 517">「略」</p> <p data-bbox="817 553 944 580">(請求形式)</p> <p data-bbox="817 616 1430 1016"><b>第4条</b> 前条に定める付加金の請求は、社会保険診療報酬支払基金を経由する<u>訪問看護療養費明細書</u>、診療報酬明細書、調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書データまたは明細書を組合が受領したとき、療養費、第二家族療養費にかかる分については、支給申請書を組合が受領したとき、当該被保険者より請求があったものとみなし、付加金を算定し支給する。</p> <p data-bbox="1086 1050 1137 1077">「略」</p> <p data-bbox="817 1113 868 1140">附則</p> <p data-bbox="817 1176 1299 1202">この規程は、令和2年8月1日から施行する。</p>